

令和5年度第2回流山市防災会議の書面会議の結果について

令和6年1月29日(月曜)に開催を予定していた令和5年度第2回流山市防災会議は、書面開催となりました。

1. 開催結果

議題1 流山市地域防災計画の修正について

承認 30

不承認 1

結果、議題1については、承認されました。

2. 意見等

意見	回答
<p>昨年11月開催の表記会議において、地域防災計画の起点となる被害想定の見直しについては、最新知見に基づく科学的なデータが必要であるとの観点から、特に洪水被害想定規模の見直しの定量的な差分データの提示を求め、別途事務局より回答するとの返事を受けておりましたが、現時点で何らの回答もなく、今回送付された流山市防災会議資料【様式3】流山市地域防災（案）の見直しに対する意見と市の考え方にも、何も記載されておりません。</p> <p>会議においては、各委員から本質的なテーマから記述文言に至るまで、多くの貴重な意見が出ましたが、今回送付された【資料1】流山市地域防災計画修正新旧対応表では、わずかに3項目の微小な文言修正のみとなっており、およそ会議の意見が集約・反映されたものには見えません。</p>	<p>洪水の被害想定につきましては、回答が遅くなり申し訳ございませんでした。</p> <p>従来5kmメッシュで算定していた被害想定と、今回の1kmでの被害想定をメッシュ比較する対照表の作成（別紙参照）に時間を要しました。</p> <p>なお、書面会議の通知で送付しました、流山市防災会議資料【様式3】については、あくまでもパブリックコメントでいただいた意見に対する市の回答を記載したものであるため、ここでは記載しておりません。</p> <p>令和5年度第1回防災会議では、さまざまなご意見を賜りましたが、その中で流山市地域防災計画への内容に関していただいた意見について、修正、反映をさせていただいております。</p>

意見	回答
<p>今回送付の通知文【令和5年度第2回流山市防災会議の書面開催について】には、上記の修正内容で令和5年11月～12月にパブリックコメントを実施したと記載されていますが、修正内容についての防災会議委員の了解を得ないまま実施されたパブリックコメントに意味があるのでしょうか。</p>	<p>また、令和5年度第1回防災会議では、こうした修正を踏まえ事務局で手続きを行うよう、会長から指示を受けておりますので、了解を得ないまま、パブリックコメント実施したという認識はございません。</p> <p>今回の見直しでは、地震編と水害編への分割、水防計画との合体、災害対策本部組織の見直しなど、大きな改正を行うためパブリックコメントを実施しましたが、内容に関しては毎年度見直しを行っておりますので、今後検討が必要な内容については逐次、見直しを行ってまいります。</p>
<p>1-1 意見について 意見に対する市の考え方として、「流山市第4次男女共同参画プランに設定されているから、地域防災計画では具体的数値目標は明記しない。」となっていますが、防災計画を読み込んだ市民が「流山市第4次男女共同参画プラン」との繋がりを見出せない以上、一般の方にも具体的に理解できるようにしても良いと思います。</p> <p>よって、意見のとおり、市が「取り込む」と宣言する以上、具体的数値は入れた方が良いと思います。</p> <p>1-2 意見について 市民の意見ごもっともだと思います。マニュアルというものは年数や情勢に応じて見直し・検証されるべきで、それが市民の安全安心に直結するものです。</p> <p>意見に、「避難所運営マニュアルが作成当時のままが散見される」とあるなら</p>	<p>1-1 意見について 「流山市男女共同参画プラン」は5年に1度見直しを行っておりますが、数値目標や内容については、当該プランで詳細に記載されているため、市としては改めて同じ数値目標を記載することは行いませんでした。</p> <p>なお、令和6年度に「第5次男女共同参画プラン」が策定される予定となっているため、新たな内容が示された際には記載内容等について改めて検討します。</p> <p>1-2 意見について 避難所運営マニュアルについては、避難所運営の中心となる地域住民（自治会）と市、施設管理者が共同で作成しており、3者の1つが欠けても実効性のあるマニュアルにはなり得ないと考えております。</p>

意見	回答
<p>ば、管理者が更新し、防災計画の統括である流山市役所が検証すべきであると思うので、現状の管理者任せ、自治体任せが「市のホームページを参考にすること」とある意味任せっぱなしの部分に原因があると思料され、今回の防災計画でそれぞれの責任を明確にすべきと思います。</p> <p>2-1 意見について ご指摘のとおり、文脈的に「震源」の方が相応しく、「直下の活断層」に限定する理由が判然としません。平成25年に「流山市直下に活断層はない」としているが、現状で「直下の活断層」を仮定することとした理由は何なのか明示しないと、質問の意図に答えたことにならないと思います。</p> <p>総括意見 今回、地震や風水害などの各種災害に応じた防災計画を作成したのは、非常に分かりやすく、画期的なものだと思います。流山市の条例や様々な施策との同一性を担保しつつ防災計画にまとめる緻密な作業には、頭が上がりません。ただ、防災意識が高い市民のパブリックコメントに対し、全否定では、今後の市民に対する意見聴取に支障を来すのではないかと危惧する気持ちもあります。</p>	<p>しかし、現在市内では小学校の新設及び学区の見直しなども続いており、新たなマニュアル整備等も必要となってくることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>2-1 意見について 震源については、最初にずれを生じた位置を指しておりますが、震源部分が一番大きくずれ動く訳でもなく、一番強い地震波を発生させる訳でもありません。 岩盤上にある割れ目が壊れてずれが生じている状態を断層といたしますが、このずれた衝撃が振動として伝わったものが地震であるため、流山市直下の仮定した活断層による地震（M J 7.3）では、市内すべてが活断層の真上にあるため、地震の被害が東京湾北部地震や茨城県南部地震の被害想定を上回るよう仮定しております。</p> <p>総括意見 ご意見をいただきありがとうございました。 今回のパブリックコメントでは、意見の採用を行いませんでしたが、市としても採用すべき意見があれば、修正すべきと考えております。 今後ともご理解とご協力をお願いします。</p>

意見	回答
<p>防災計画は、市民の安全・安心の基盤でありますので、修正に対する事務手続きの煩雑さは十分理解した上で、上記のような意見を参考までに挙げさせていただきます。</p>	
<p>1 震-2-71 イ指定避難所の整備等(リ)についてなのですが、DVは日本での一般的な認識ですと、家庭内や親しい者からの身体・精神的暴力という定義になると思うので、しっくりこないというか…。また、この文面だけですとモラハラやパワハラ等の、精神的な暴力への言及が弱いように思われます。追記の「暴力は許されない」を→「身体・精神、いかなる暴力も許されるものではない」のように、加筆修正すればどちらにも言及していいのかな?と思います。</p> <p>2 また、ペット防災についてなのですが、同行避難だけではかなり不十分だと思います。今一度、ペットの同伴避難をご再考いただけると幸いです。(柏市では去年9月から同伴避難可能となっております) ※こちらはまた、後ほど陳述書をお送りすると思います。</p>	<p>1 震-2-71 ここで記載している内容については、女性の視点に立った防災・復興の取組促進について(府政防第724号・府共第330号令和3年6月11日)の中で示されている内容を記載しております。 今後、新たな取組みなどがありましたら、改めて見直しなどを検討してまいります。</p> <p>2 ペットについて ペットの避難に関しては、流山市はすべての避難所で同行避難ができるようになっております。 一方、避難者のアレルギー問題や、鳴き声などの問題もあり、指定避難所における同伴避難に関しては難しいと考えております。 また、柏市についても、すべての避難所で「同行避難」が可能となったのであり、同伴避難が可能となった訳ではありません。</p>

意見	回答
<p>2-1の意見について</p> <p>「活断層」に関しては、パブリックコメントのように誤解を生じる可能性があります。活断層が流山市域には分布していないことは、地震本部HPなどで確認できることと踏まえて検討する必要があります。少なくとも市の考え方の表現については丁寧に行う必要があると思います。</p>	<p>2-1の意見について</p> <p>震源については、最初にずれを生じた位置を指しておりますが、震源部分が一番大きくずれ動く訳でもなく、一番強い地震波を発生させる訳でもありません。</p> <p>岩盤上にある割れ目が壊れてずれが生じている状態を断層といますが、このずれた衝撃が振動として伝わったものが地震であるため、流山市直下の仮定した活断層による地震（MJ 7.3）では、市内すべてが活断層の真上にあるため、地震の被害が東京湾北部地震や茨城県南部地震の被害想定を上回るよう仮定しております。</p>